

## 富士見市市民参加及び協働推進委員会傍聴要領(案)

## (趣旨)

第1条 この要領は、富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (受付)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、当該開催日の開始時刻までに、受付において審議会傍聴者受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

## (入場の禁止)

第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が審議会の会議の運営に支障があると認めた者は、傍聴席に入場することができない。

## (遵守事項)

第4条 傍聴人は、審議会の会議を傍聴するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 審議の妨害となるような言動をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙しないこと。
- (3) 携帯電話、撮影機器、録音機器その他これらに類する機器を使用しないこと。
- (4) その他審議の妨害となる行為をしないこと。

## (退場)

第5条 委員長は、傍聴人が前条の規定を遵守せず、そのために審議会の会議の進行が妨害されたときは、当該行為を制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を求めることができる。

2 傍聴人は、退場を求められたとき、又は審議会の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

## (その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が決定するものとする。ただし、委員から異議があるときは、委員長が委員会に諮って決定する。

## 附 則

この要領は、令和3年6月 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

## 審議会傍聴者傍聴受付簿

年 月 日

住 所	氏 名	事務局 記入欄